

## 15 印 紙 税

## (1) 課 税 状 況

区 分	税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (第9条関係)	千円 932	人 74
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)	585,131	822
書 式 表 示 (第11条関係)	3,318,886	6,322
預金通帳の一定時納付によるもの (第12条関係)	3,737,822	31
計	7,642,771	7,249
充 当 税 額	13,106	—
差 引 計	7,629,666	—
加 算 税	過 少 申 告	447
	無 申 告	19
	重	—
過 怠 税	313,663	1,076
還 付 金 額	82,802	—
印 紙 税 納 付 計 器		人 301 台 388
設 置 者 数		301
設 置 台 数		388

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として課税文書に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券や領収書などのように一時に多数の課税文書を作成する場合などにおいては、相当額を現金で納付する次の特例が認められている。

課税文書に①税印の押なつを受け税印押なつ、②納付印を表示する納付計器の使用、③一定の書式を表示する書式表示のほか、④預貯金通帳に係る一括納付の手続がある。

## (2) 課税状況の累年比較

区 分	税 額					納 税 人 員
	税印押なつ	印紙税納付計器の使用によるもの	書式表示	預金通帳の一定時納付によるもの	合 計	
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平 成 11 年 度	1,988	715,231	3,149,030	3,786,850	7,653,099	7,177
12	2,189	689,871	3,360,154	3,809,771	7,861,985	7,618
13	1,344	682,711	3,357,732	3,781,355	7,823,142	7,382
14	1,970	589,815	3,422,318	3,761,883	7,775,986	7,130
15	1,900	605,746	3,359,802	3,731,045	7,698,493	7,025
16	932	585,131	3,318,886	3,737,822	7,642,771	7,249

(注) この表は、「(1)課税状況」について累年比較を示したものである。